

市民オンブズ岡崎

ホームページ

<https://onbuds-okazaki.org/>

NO.137

岡崎市竜美中 2-1-8 天野法律事務所内
「市民オンブズ岡崎」

TEL(0564)53-7857 FAX53-8038

Email m039asihara@yahoo.co.jp

郵便振替 00870-0-91440 「市民オンブズ岡崎」

発行 2024. 7. 20

公有財産管理規則に反し、使用許可申請も使用許可書もないまま美術館を勝手に警察署に貸しているの？

岡崎市長に公開質問書

令和6年6月9日

岡崎市長 中根康浩様

岡崎市竜美中 2-1-8 天野法律事務所内
市民オンブズ岡崎 代表 渡邊研治

美術館の認知機能検査会場として岡崎警察署に使用料免除で貸し出ししていることについての公開質問書

令和6年4月11日に公文書開示請求をしたところ、5月10日に開示された文書は「美術館会議室の利用について」という防犯交通安全課長から美術館長への依頼文と日程表、美術館長から防犯交通安全課長あての回答文と日程表でした。

岡崎市美術館の会議室を運転免許認知機能講習会場として利用されるのは間違いなく岡崎警察署です。防犯交通安全課はその仲介をしているにすぎません。しかし、岡崎市公有財産管理規則に則って岡崎警察署からの使用許可申請書、減免申請書の提出を求めておらず、使用許可書も交付されていません。

美術館長に問うたところ、2年前に赴任した時おかしいと思いつつ、運転免許認知機能講習会場として利用されだした時から続いており、前例に従ってきたとのことでした。当方から岡崎市美術館および岡崎市教育委員会へ二度にわたるメールでの問い合わせによって検討したけれど、岡崎警察署の移転が決まっており、いまさら手続きをかえるのも不自然なので、従前どおりの手続きに従ったとの回答でした。

当会は、岡崎警察署に無償で貸し出されていることを問題にしているのではありません。さらに、岡崎警察署の駐車スペースが狭いために利便性から考えても許可することは良いと考えています。

しかし、岡崎市美術館条例があり、本来の目的と違う貸し出しであり、岡崎市公有財産管理規則があるにもかかわらず、それが考慮されずになぜ正式手続きを取らなかったのか疑問です。

岡崎市公有財産管理規則に決められている申請及び許可がなされずに、市職員である特定の役職者が恣意的に公共財産を自由に扱えることになり、不正につながる行為です。抗議するとともに事実調査をしっかりと行い、今後このようなずさんな事務処理がなされないよう要望するとともに、調査結果と事後措置について7月末までに回答を求めます。

情報公開請求で分かった町内会 事務委託費の送付先

市民オンブズ岡崎では、情報公開請求で令和4年度の岡崎市総代会連絡協議会から学区総代会や町内化への事務委託料の委託協議書および送金先を開示請求しました。

(町内会への送金結果一覧表は市民オンブズ岡崎 HP「資料」で検索してください。)

20年前に総代個人名義に町送金していたことを当会が指摘して、町内会会計に送金するよう改善させたはずなのに、今回調査したところ556町内会のうち「〇〇町内会会計」194件、「〇〇(町や区、丁目)会計」が192件とほぼ7割が会計口座となっていました。それ以外の会計名が28件ありました。

- ① 私たちが以前から問題にしていた、依然として総代名義の通帳に送金されていたのが25件(町内会事務委託費であるものが、総代の業務委託費と間違っ理解されているように思います。当会の調査した町内会会計報告でも、名前が違うところもありますが総代の報酬等として計上されていました。)ありました。連絡協議会が口座名の変更を指示すべきでしょう。
- ② 送付名を変更すべきか、町内会名を変更すべきところがありました。連絡協議会に登録されている「竜美丘二区町内会」が「県営竜美丘住宅自治会」、「みはらし台町内会」が「蓑川三区」、「昭和新町町内会」が「ライオンズマンション西岡崎町内会」などです。その外、総代名義ではありませんが「〇〇町総代会計」や別口、庶務、年行司、積立金、集会所、実行組合など様々ありました。
- ③ 新しく問題として浮上してきた口座が見つかりました。それは町内会が分かれているにもかかわらず振込口座が数町内会一緒になっているものです。柱東本一区から三区が「総代ヤブタナオヒロ」に、羽根西一丁目から三丁目「羽根西会計」に、天白町一区から三区が「天白町会計」に、江口一丁目から三丁目「江口会計」に、羽根北新町一区二区が「羽根北新町町内会会計」に、城南町一丁目から三丁目「城南町町内会会計」に、井内町一区二区が「井内町会計」に、宮口町東、宮口町西、宮口町中が「宮口町会計」にまとめて入金されていました。私たちの調査では町内会会計報告も一括されており、町内会が分割されている形態はありませんでした。委託料のうち町内会割として49000円×町内会分が不当に請求されていることになります。
- ④ 現在は廃止されたはずの「納税組合」名義の口座に振り込まれている町内会もあります。小丸町内会、梁野町内会です。廃止されている団体名の口座に税金することも問題でしょう。

口座名を「町内会会計」名義に変更することを連絡協議会として勧告すべきでしょう。
こうしたことから、市民オンブズ岡崎では、岡崎市総代会連絡協議会に対して別紙要望書を送付しました。

岡崎市総代会連絡協議会に要望書

令和6年7月9日

岡崎市連絡協議会会長 長坂秀志様

岡崎市竜美中 2-1-8 天野法律事務所内
市民オンブズ岡崎 代表 渡邊研治

貴協議会が町内会事務委託費の振込口座の変更を求める要望書

令和6年4月11日に公文書開示請求をしたところ、5月10日に開示された文書は「市政に関する学区総代会業務の委託について」と「市政に関する町内会業務委託について」および各業務委託料の支出額、送付口座名義一覧を開示されました。

まずそこで問題にしたいのは、委託契約しているのに業務完了報告書のみで、会計報告がされていないことです。委託費が高額であるにもかかわらず、それが町内会の会計報告に反映されているかチェックされていないとは問題です。毎年各町内会から提出させることを求めます。町内会業務委託費であることを町内会の皆さんが理解されているのか疑問です。

次に、送金される金融機関口座名義の問題です。

20年前に総代個人名義に町送金していたことを当会が指摘して、町内会会計に送金するよう改善させたはずなのに、今回調査したところ 556 町内会のうち「〇〇町内会会計」194 件、「〇〇（町や区、丁目）会計」が 192 件とほぼ 7 割が会計口座となっていました。それ以外の会計名が 28 件ありました。ここまでは許されると思いますが、

- ① 私たちが以前から問題にしていた、依然として総代名義の通帳に送金されていたのが 25 件（町内会事務委託費であるものが、総代の業務委託費と間違っ理解されているように思います。当会の調査した町内会会計報告でも、名前が違うところもありますが総代の報酬等として計上されていました。）ありました。連絡協議会が口座名の変更を指示すべきです。
- ② 送付名を変更すべきか、町内会名を変更すべきところがありました。連絡協議会に登録されている「竜美丘二区町内会」が「県営竜美丘住宅自治会」、「みはらし台町内会」が「菰川三区」、「昭和新町町内会」が「ライオンズマンション西岡崎町内会」などです。その外、総代名義ではありませんが「〇〇町総代会計」や別口、庶務、年行司、積立金、集会所、実行組合など様々ありました。口座名義を変更するよう勧告してください。
- ③ 新しく問題として浮上してきた口座が見つかりました。それは町内会が分かれているにもかかわらず振込口座が数町内会一緒になっているものです。柱東本一区から三区が「総代ヤブタナオヒロ」に、羽根西一丁目から三丁目「羽根西会計」に、天白町一区から三区が「天白町会計」に、江口一丁目から三丁目「江口会計」に、羽根北新町一区二区が「羽根北新町町内会会計」に、城南町一丁目から三丁目「城南町町内会会計」に、井内町一区二区が「井内町会計」に、宮口町東、宮口町西、宮口町中が「宮口町会計」にまとめて入金されていました。私たちの調査では町内会会計報告も一括されており、町内会が分割されている形態はありませんでした。委託料のうち町内会割として 49000 円×町内会分が不当に請求されていることとなります。実態として一町内会あれば返金を求めてください。

- ④ 現在は廃止されたはずの「納税組合」名義の口座に振り込まれている町内会もあります。小丸町内会、梁野町内会です。そのほかにも廃止されている団体名の口座に町民からの集金が一括徴収されている町内会もあり、問題でしょう。口座名を「町内会会計」名義に変更することを連絡協議会として勧告してください。

なお、貴協議会の検討された結果を令和6年8月末までに回答くださいますようお願いいたします。

例会案内

8月6日（火）PM6時30分～

9月3日（火）PM6時30分～

りぶら（岡崎中央図書館）102B会議室

会費とカンパのお願い

「市民オンブズ岡崎」は会員の会費と市民カンパのみで運営しています。このニュースは会員だけでなく、いままで会が主催した催しに参加された方、会の活動に協力頂いた方にも郵送させていただいています。財政的基盤がない団体です。少しでも協力いただける方は会費やカンパをお願いします。

ゆうちょ銀行の口座から振り込みの場合は、「ゆうちょ銀行 ○八九店 当座 0091440」で振り込めます。こちらでも結構です。

特に今回、情報公開請求で支出が増えたために、財政がさらに苦しくなりましたので緊急支援がいただければ幸いです。

美術館貸し出しについて岡崎市から回答

6美第27号

令和6年7月10日

岡崎市竜美中2-1-8

市民オンブズ岡崎 代表 渡邊研治 様

岡崎市長 中 根 康 清



令和6年6月9日付けの質問書について（回答）

令和6年6月9日付けで質問のありましたことについては、下記のとおり回答いたします。

記

1 行政財産目的外使用許可に関する法令の定め

岡崎市美術館（以下「美術館」といいます。）は、教育委員会が管理する行政財産（教育財産）であります。美術館の一部について、行政財産の目的外使用許可をすることができます。（地方自治法第238条の4第7項）。

目的外使用を許可することのできる範囲は、岡崎市公有財産管理規則第23条で定めており、美術館の用途、目的を妨げない限度において、使用を認めることができます。美術館の目的外使用をする者は、岡崎市教育財産の目的外使用規則第6条に従い、申請をして許可を受ける必要があります。

ただし、市有財産を市内部の部署等に使用させる場合は、岡崎市公有財産管理規則第19条により、その用途又は目的を妨げない限度で使用承認をすることができます。

2 美術館の一室を認知機能検査実施会場として使用を認めた経緯

美術館では、その一室を、運転免許認知機能検査実施会場として使用しており、これは美術館の用途、目的とは異なる使用であるため、目的外使用にあた

ります。

本市防犯交通安全課から美術館に空き室があれば、認知機能講習会場として使用できないかとの依頼があり、使用の可否について相談されました。当時、美術館では、防犯交通安全課からの相談であるうえ、使用目的が同課の所掌する地域交通安全に資するものであったため、防犯交通安全課、すなわち市の事業の一環であり、岡崎市公有財産管理規則第 19 条に定める使用承認に該当すると判断しました。

3 手続きを省略した理由

岡崎市公有財産管理規則第 19 条に定める使用承認に該当すると判断し、任意様式による当該手続きをしたため、岡崎市公有財産管理規則第 23 条による手続きは不要だと認識していました。岡崎警察署が実施主体でも、認知機能検査自体は、地域交通安全に資する取組であり、市の事業の一環であるとの判断でした。

今後は規則に沿った行政財産目的外使用許可の事務手続きを行うよう是正してまいります。

(お問い合わせ先：岡崎市美術館 電話 51-4280)

ニュースを作成しているところに、美術館貸し出しについて回答が届きました。

手続きを省略した理由の最後に、「今後は規則に沿った行政財産目的外使用許可の事務手続きを行うよう是正してまいります。」とあり、反省の弁が語られているのでこれ以上の追及は行わないこととします。今後の対応を注視していきたいと思います。